

臨時休業について ―トップダウンではなく、本来のあり方に立ち返って判断を―

2020年3月7日

和歌山県教職員組合執行委員会

2月27日、安倍首相が「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう」要請したことを受け、県内でもほとんどの教育委員会で、要請どおり学校休業を決めました。

子どもを置き去りにした突然の決定に、子どもたちの間には動揺が起こり、特に卒業式が中止された学校では、号泣する子どももいたといえます。保護者は日中、子どもをどこに預けたらいいのか分からず困惑し、また子どものために「卒業式を実施してほしい」と保護者による署名活動も開始されました。

そもそも学校の「臨時休業」は学校保健安全法で「学校の設置者」が「感染症の予防上必要があるとき」に行うことができるものとされています。首相は翌日の国会で「最後は政治が全責任を持って判断すべきものと考え、今回の決断を行った」と語っていますが、首相には臨休を判断する権限はなく、教育委員会の独立性を奪うものです。また、学校現場での論議を経ないまま実施したことは、その後の対応を全て後手に回らせた根本であり、大きな誤りでした。政府にいわれるままに準備期間も取らずに休業を決定し、地教委に同様の措置を要請した県教委の責任も重大です。

戦時中に国の政策で、少年少女が戦場や軍需工場へ駆り出されたとき、卒業式の繰上げが行われました。国家の強権が子どもの権利を奪うようなことがあってはなりません。また、この措置が今後、「緊急事態条項が必要」などという改憲議論につながるようなことがあってはなりません。

「要請」以降、首相、文科省のトーンが落ちました。文科省は28日の通知で「臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません」とし、また同日、国会内で野党に対して臨休の期間について「おおむね10日程度と考える」と説明しています。首相も28日には「各学校や地域で柔軟に判断いただきたいと考えている」と述べました。

日中の子どもの居場所づくりが大きな課題となり、仁坂知事は全小学校で「申出のあった子供さんを預かる」という方針を示しました。これもまたトップダウンではなく、各校の意向をふまえて判断すべきです。そして、それならば開校して対応するという判断もあるのではないのでしょうか。

臨時休業が感染症予防のために必要だったとしても、本来、教育委員会が判断すべきことを、首相のトップダウンにより実施させたことに今回の混乱のもとがあります。したがって教育委員会は、本来のあり方に立ち返って、学校、地域の状況をみながら、科学的な根拠に基づき、臨時休業の終了時期、形態、行事の持ち方等をあらためて検討すべきです。そのために、学校からの意見を十分に聞き取ることが求められます。

和教組は、28日に県教委に「県としての主体性を示すこと」「学校、市町村の判断を尊重すること」を求めました。引き続き、子どもの健康と学習権の保障、教職員が不安なく勤務できる条件、そしてその前提となる民主的な学校運営を求めて取り組みを進めます。職場での不安なこと、問題点、要求を和教組へ寄せてください。